

年金資金運用の仕組みについて

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約122兆円(平成22年度末)
※GPIFが管理・運用する直近の資産額は、約114兆円(平成23年度末)
- ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

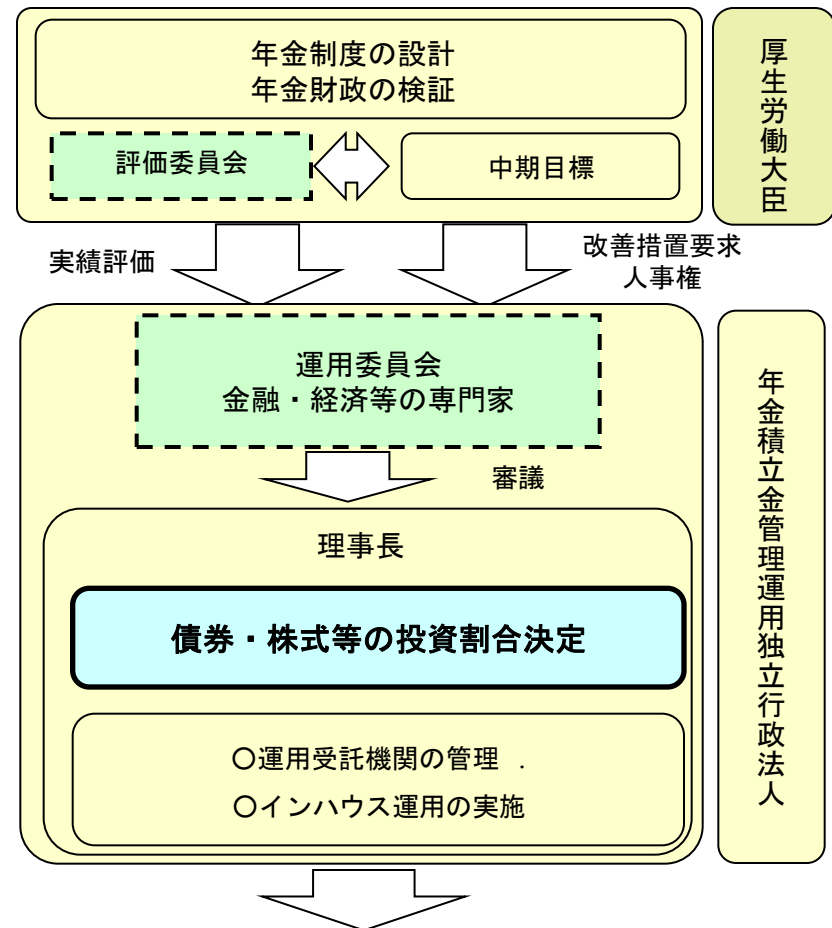
<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

<年金積立金全体の運用実績>

- ・ 13年度(自主運用開始)～22年度の累積収益額
: 約23兆円(平均収益率 : 1.6%)

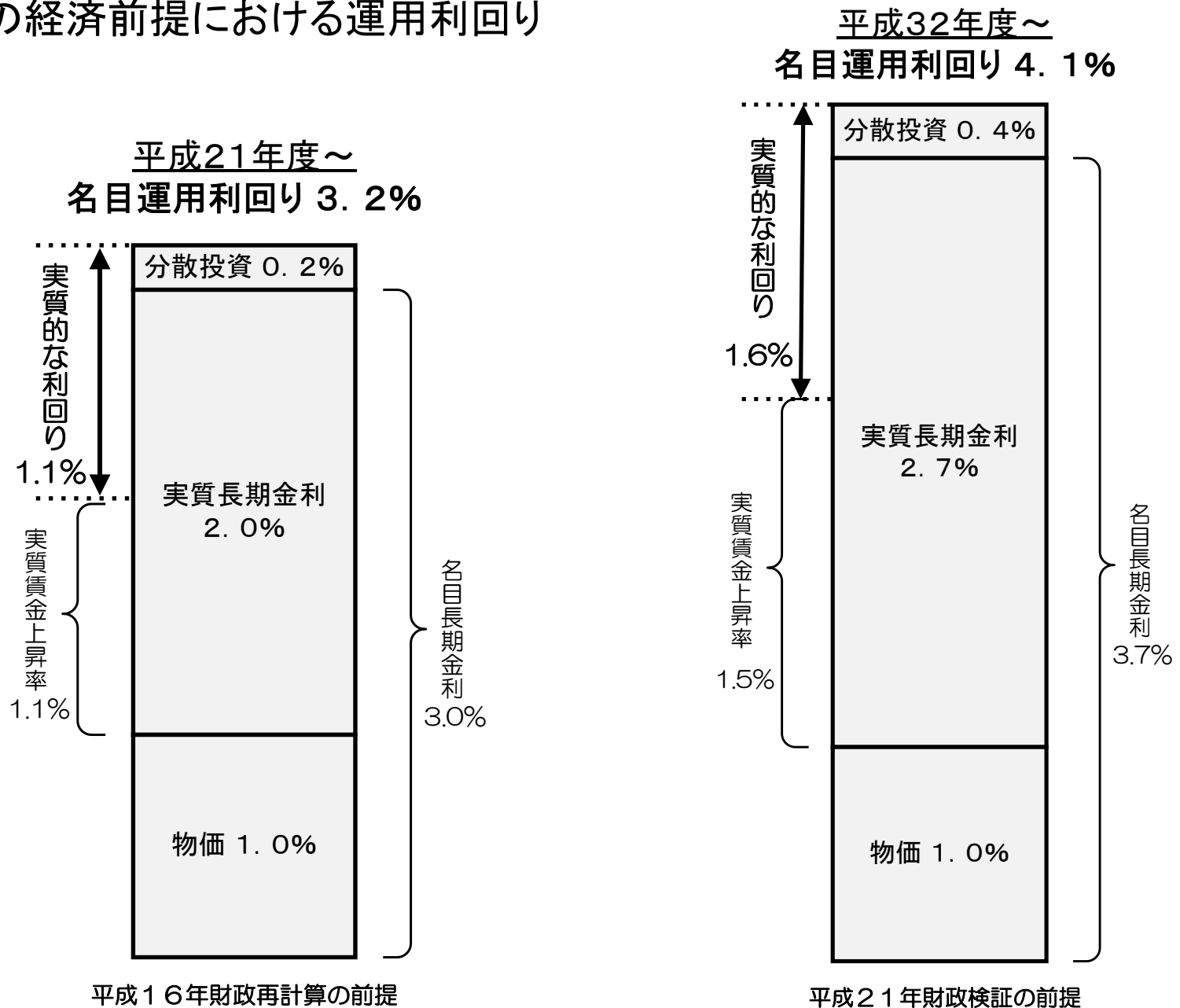
<運用の仕組み>



(運用受託機関)信託銀行・投資顧問会社

中期目標と基本ポートフォリオの関係

1. 長期の経済前提における運用利回り



2. 中期目標と基本ポートフォリオ

第1期中期目標期間 (平成18年度～21年度)

中期目標

<運用の目標>

年金財政は、実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。

<ポートフォリオの策定>

ポートフォリオは、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。

- 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。

基本ポートフォリオ

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

第2期中期目標期間 (平成22年度～26年度)

中期目標

<運用の目標>

今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。

その際、市場に急激な影響を与えないこと。

<ポートフォリオの策定>

ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。

基本ポートフォリオ

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

年金財政に与える影響

○ 賃金上昇率を上回る運用利回り(実質的な運用利回り)のこれまでの実績は、財政再計算・財政検証の前提と比較すると、平成22年度では、0.65%、平成13年度からの10年間の平均では年度平均1.56%、財政再計算・財政検証の前提を上回っている。

〔積立金全体の運用実績〕

	実 績			財政再計算及び財政検証上の前提	差 (①-②)
	実質的な運用利回り①	名目運用利回り	名目賃金上昇率	実質的な運用利回り②	
① 平成22年度	-0.93%	-0.26%	0.68%	-1.58%	0.65%
② 平成13～22年度平均 (自主運用開始から(過去10年))	2.16%	1.57%	-0.58%	0.60%	1.56%
③ 平成18～22年度平均 (管理運用法人設立から(過去5年))	0.63%	-0.13%	-0.75%	0.10%	0.53%

(注)平成21年財政検証における経済前提は、足下の平成27(2015)年度までは、内閣府の「経済財政の中長期方針と10年展望試算」(平成21年1月)に準拠して設定しており、平成22年度の実質的な運用利回りは-1.58%となっている。なお、平成28(2016)年度以降の長期の経済前提は、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会における検討結果で示された範囲の中央値を取って設定したものであり、実質的な運用利回りを1.6%(平成32(2020)年度以降)としている。

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）

（管理運用法人の目的）

第三条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

（運用委員会の設置及び権限）

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）の作成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（運用委員会の組織）

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

（委員）

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 （略）

（年金財政に与える影響の検証等）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 （略）